

公立大学法人金沢美術工芸大学における新株予約権受入等に係る審査要綱

令和8年4月1日

令和8年要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公立大学法人金沢美術工芸大学における新株予約権の取得に関する規程第3条第2項及び公立大学法人金沢美術工芸大学における新株予約権の管理に関する規程第4条第3項に基づき、公立大学法人金沢美術工芸大学新株予約権受入等に係る審査に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査事項)

第2条 社会共創センターは、新株予約権の譲渡又は付与の希望があった場合、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 当該新株予約権の取得可否
- (2) 当該新株予約権取得時の経済条件
- (3) 当該新株予約権の譲渡可否
- (4) 当該新株予約権譲渡時の譲渡価格

(議事)

第3条 当該新株予約権に関する審査は、社会連携担当理事が議長となり、社会共創センター委員の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、委任状の提出をもって委員の出席とすることができる。

2 議事は、出席委員（委任状を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第4条 社会共創センターは、当該新株予約権に関する審査において必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(審査資料)

第5条 新株予約権取得時の審査における資料は、次の各号のとおりとする。

- (1) 新株予約権を対価とする申出書
- (2) ベンチャー企業が活用を予定している知的財産等の内容を示した資料
- (3) ベンチャー企業の会社概要、定款、登記簿謄本、株主名簿、役員経歴書
- (4) ベンチャー企業の事業報告、計算書類

(5) ベンチャー企業の事業計画、資本政策

(6) 新株予約権割当契約書案

(7) その他参考資料

2 審査において、前項に掲げる審査資料に不足等があると認める場合には、当該ベンチャー企業に追加の資料の提出を求めることができる。

(経営審議会における審査)

第6条 経営審議会は、第3条の審査結果に基づき、当該新株予約権の譲渡又は付与の可否について審査を行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。